

【令和8年用】 新規申請書提出要項

岡山市(水道局及び市場事業部を除く)が発注する入札(見積)に参加を希望する方は、次により申請書を提出してください。

[注意：未更新のため有資格者名簿から削除された方で更新期限月の翌月から起算して10か月を経過しない場合は
新規申請書ではなく更新申請書を提出してください。]

対象部門：「建設工事」、「測量、建設コンサルタント業務等（以下「コンサル」という。）」，
「役務」、「物品」、「食料品」

1 次の各号のいずれかに該当する者は入札参加資格審査の申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 申請月の直前12月^翌以降に創業し、又は該法人を設立した者
〔例：2月受付の場合、前年の1月末までに創業していれば申請可能です。
　　営業の承継がある場合は事前に相談してください。〕
- (3) 岡山市税（当該岡山市税に係る徴収金を含む。）を完納していない者
- (4) 営業に関し法令上必要な免許、許可、登録等を受けていない者
- (5) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第1項第1号から第3号までの規定（暴力団関係者、暴力的不法行為、独占禁止法違反、談合、贈賄、反社会的行為等に関する規定）に該当する者及び同事項について第2条第3項の規定（営業の承継に関する規定）に該当する者
- (6) 「建設工事」に申請する場合は、経営事項審査（建設業法第27条の23）を受けていない者又は申請時及び名簿登載時に有効なものを含む連続する2期分の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のいずれかにおいて、平均完成工事高のない者

2 申請方法

原則として郵送。（簡易書留等、配達の記録が行われる方法により郵送すること。）

- ・該当する申請期間中に届くように、期間を厳守（必着）してください。
- ※ 申請期間を過ぎて届いた場合、および申請期間より前に提出された場合は受付できませんので、返却または破棄させていただきます。必ず申請期間内に提出してください。
- ※ 申請書送達の確認は、各追跡サービス等をご利用ください。（受付完了の通知等は行っておりません。）
- ・封筒の表面に、「新規申請書」在中と朱書きしてください。
- ・複数の部門を同時に申請する場合、共通する書類は1通でかまいません。

3 申請期間

下表に掲げる申請期間とします。

申請期間（必着・消印無効）	申請できる者
令和8年 2月2日（月）～令和8年 2月13日（金）	令和7年 1月31日以前に創業又は設立した者
令和8年 5月1日（金）～令和8年 5月15日（金）	令和7年 4月30日以前に創業又は設立した者
令和8年 8月3日（月）～令和8年 8月14日（金）	令和7年 7月31日以前に創業又は設立した者
令和8年11月2日（月）～令和8年11月13日（金）	令和7年10月31日以前に創業又は設立した者

※ 上記期間以外の申請は一切受け付けませんので、厳守してください。

※ 同月に、今回の申請とは別の部門の更新申請を行う場合は、更新申請と一緒に提出してください。

4 申請場所・問い合わせ先

岡山市北区大供一丁目1番1号（本庁舎5階） 岡山市財政局財務部契約課

〔担当〕 管理係 電話 086-803-1194（直通） FAX 086-803-1736

5 審査結果

提出された書類を本市の審査基準に基づき審査し、資格を有すると認められた者は各部門の有資格者名簿に登載されます。

なお、岡山市ホームページの有資格者名簿への掲載をもって審査結果の通知といたしますので、ご確認ください。

（掲載日：申請月の翌々月1日）

〔有資格者名簿の掲載場所〕 岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>
 事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 > 業者情報 > 業者検索

6 名簿登載期間等

- ・有資格者の名簿登載期間・・・申請月の翌々月1日から次回更新期限月の末日まで

※更新期限月とは、本市に登録される決算日の翌月から起算して1年7か月目のことを行います。

※更新期限月に毎年、更新申請をすることにより、資格の継続及び建設工事格付等の更新が行われます。

申請方法、申請期間及び提出書類等は岡山市ホームページでご確認ください。

7 提出書類

NO	提出書類	対象	摘要
◎	申請書預り票	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「申請書預り票」に必要事項を記入 ※ 受付時にお返しします
1	債権者登録申請書 (原本)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「債権者登録申請書」に必要事項を記入, 押印 (または署名) ※ 複数の部門に同時に申請する場合で、部門により契約締結先が異なる場合は、契約締結先ごとに作成 ※ 今回の申請とは別の部門の有資格者名簿に登載されており、契約締結先が同じ場合は、その部門も含めて該当分類欄を記入
2	新規申請書及び誓約書 (原本)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「新規申請書及び誓約書」に必要事項を記入, 押印
3	暴力団排除に関する誓約書 (兼同意書) (原本)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）」に必要事項を記入, 押印
4	使用印鑑届 又は 委任状 (兼使用印鑑届) (原本)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請内容に応じて、いずれか一方を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札、契約の締結等を委任しない（本社で契約等すべてを行う）場合 指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入, 押印 ・ 入札、契約の締結等を支店や営業所など代理人に委任する場合 指定様式「委任状（兼使用印鑑届）」に必要事項を記入, 押印 <p>※ 複数の部門に同時に申請する場合で、部門により契約締結先が異なる場合は、契約締結先ごとに作成 ※ 今回の申請とは別の部門の有資格者名簿に登載されており、契約締結先が同じ場合は、その部門も含めて該当部門欄を記入</p>
5	印鑑証明書 (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） ※ 法人の場合は法務局で取得してください ※ 個人業者の場合は代表者について、住民登録のある市町村で取得してください (注) 申請月から3か月とは申請月より前の3か月となります（以下同じ） (例：5月に申請する場合、証明日が2月1日以降のものであれば可）
6	納税証明書 (国税) (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合は様式「その3の3」 ・ 個人業者の場合は様式「その3の2」 <p>※ 所轄の税務署で取得してください</p>
7	納税証明書 (岡山県税) (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で、証明書の使用目的を「指名願添付・入札参加資格審査申請」、申請税目を「県徵収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの <p>※ 所轄の県民局で取得してください</p>
8	滞納無証明書 (岡山市税) (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・ 準市内業者の方は、委任先等（市内の支店又は営業所等）の内容で取得したもの <p>※ 各区市税事務所、地域センター等で取得してください</p>
9	滞納無証明書 (代表者の岡山市税) (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの <p>※ 各区市税事務所、地域センター等で取得してください ※ 個人業者で「No.8 滞納無証明書（岡山市税）」と同じ内容となる場合は、提出不要</p>
10	【市内業者のみ】社会保険料納入証明書 (社会保険料) (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の市内業者 ・ 職員数5人以上の市内個人業者 <p>・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「社会保険料納入証明申請書」で証明を受けたもの </p> <p>※ 所轄の年金事務所で取得してください（原則郵送による申請をお願いします） ※ 社会保険の適用を除外されている方は、指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの申出書」を提出 (部門別提出書類一覧を参照)</p>
11	商業登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (写し可)	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください ※ 登記情報提供サービス（PDF形式）で出力した登記情報は不可
12	住民票 (写し可)	個人業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者について、住民登録のある市町村で取得してください ※ マイナンバーの記載は必要ありません 記載されている住民票を取得した場合は、マイナンバーの箇所をマスキングして写しを提出してください
13	身分証明書 (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者について、本籍地の市町村で取得してください
14	登記されていないことの証明書 (写し可)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことを証明したもの <p>※ 代表者について、法務局で取得してください ※ 証明内容の記入誤りが多く見られます。住所等の番地等が一部違っていても再提出になりますので、証明書取得時に十分ご注意ください</p>

No	提出書類	対象	摘要
15	部門別提出書類	全業者 (申請する 部門ごと)	<p>・各部門の提出書類については、別紙「部門別提出書類一覧」を参照</p> <p>※複数の部門を同時に申請する場合は、「建設工事」、「コンサル」、「役務」、「物品」、「食料品」の順番で並べてください</p>
16	その他	該当者のみ	<p>◆ 指定様式「市内業者に準じた取扱いに関する申請書」(原本) 「建設工事」部門を除く準市内業者のうち、本市の取扱基準を満たし、市内業者に準じた取扱いを希望する方のみ提出してください ※本申請後も継続を希望する場合は、更新申請とは別に毎年5月下旬頃～6月中旬頃に申請が必要になります ⇒詳細は岡山市HPの「市内業者に準じた取扱い申請について」をご確認ください</p> <p>◆ 組合員名簿(写し)　※事業協同組合等の場合は提出してください ・最新のものを、現在日(令和〇年〇月〇日現在)を入れて提出(様式不問) ・事業を営んでいない個人の情報を除いて作成 ※申請後に組合員に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください</p> <p>◆ 債権債務継承書等(原本) 営業の継承等がある場合等に、必要に応じて各種書類を提出していただくことがありますので、詳細は、契約課にご相談ください</p>

(注) 「申請月から3か月」=申請月より前の3か月 (例: 8月申請の場合→5月1日以降のものはすべて可、日にち単位ではありません)

【市内業者等の区分について】

市内業者	建設工事	岡山市内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者
	建設工事以外	岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者
準市内業者 (市内拠点業者を含む)	建設工事	市内業者以外の者で、岡山市内に建設業の許可を受けた従たる営業所を有する者
	建設工事以外	市内業者以外の者で、岡山市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等を岡山市内に有する者
市外業者	市内業者及び準市内業者以外の者	

※市内拠点業者(建設工事を除く)は、準市内業者のうち、本市の取扱基準を満たし、市内業者に準じた取扱いを希望する者
 ※岡山市内に営業所を有していても、委任先等として岡山市に名簿登録していない場合は市外業者になります

【提出書類の省略について】

申請日現在、今回の申請とは別の部門の有資格者名簿に登載されている方(更新申請中の方を含む)については、次の書類の添付を省略できます

No	書類	備考
6	納税証明書(国税)	
7	納税証明書(岡山県税)	
9	滞納無証明書(代表者の岡山市税)	
10	社会保険料納入証明書	
11	商業登記事項証明書	
12	住民票	
13	身分証明書	
14	登記されていないことの証明書	
15-①	【部門別提出書類】財務諸表	ただし、「建設工事」に登載されている方が、他部門の新規申請をする場合は必要
15-②	【部門別提出書類】社会保険の適用事業所ではないことの申出書	
16	「市内業者に準じた取扱いに関する申請書」	ただし、「建設工事」に登載されている方が、他部門の新規申請をする場合は必要

※「No.8 滞納無証明書(岡山市税)」は省略できないため、必ず添付してください

なお、更新申請と一緒に提出する場合は、それぞれに添付をしてください

8 注意事項

- (1) 市内、準市内業者で「No.8 滞納無証明書(岡山市税)」が提出できない場合は、申請は受理されません。
- (2) 申請書は楷書で明瞭に記載してください。
 消せるボールペン、修正液等は絶対に使用しないでください。また、指定様式は打ち替え等をせず、そのまま使用してください。
- (3) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている場合及び書類の不備、不足等がある場合は、申請は受理されません。
- (4) 「No.6 国税」、「No.7 岡山県税」、「No.9 代表者の岡山市税」及び「No.10 社会保険料」が完納でない場合は、申立書(1)及び納付状況のわかる書類を提出すれば申請は受理できます。ただし、岡山市指名停止基準に基づき指名留保となり、この期間は入札(見積)に参加できません。
- (5) 有資格者名簿登載期間中に辞退届を提出した者において、辞退前の登載期間を経過していない場合は申請できません。
- (6) 「7 提出書類」以外にも追加資料を求める場合があり、提出できないときは有資格者名簿に登載されない場合があります。
 また、有資格者名簿に登載されても、希望業種又は入札(見積)ごとに定める参加要件等によっては入札(見積)に参加できない場合があります。
- (7) 申請書提出後、その申請事項に変更が生じた場合には、速やかに指定様式「岡山市競争入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。(指定様式や添付書類については岡山市ホームページ参照のこと)
- (8) 「建設工事」については、有資格者名簿に初めて登載されたとき又は12か月以上連続して有資格者名簿に登載されていない者若しくは辞退の届出により有資格者名簿に登載されなくなった者が、再度有資格者名簿に登載されたときは、岡山市指名停止基準に基づき有資格者名簿登載から5か月間は指名留保となります。この期間は「建設工事」の部門で入札(見積)に参加できません。
- (9) 会社更生手続、民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件、事故を起こした場合、行政処分等を受けた場合には、その旨を速やかに届け出てください。報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合には、指名停止期間が加算されることがあります。
- (10) 有限責任事業組合契約に関する法律に基づく有限責任事業組合(LLP)として申請をする場合は、通常の申請と添付書類等が異なるため、事前に契約課までお問い合わせください。

9 その他

有資格者となった場合は、岡山市ホームページに「有資格者名簿登載者としての心得」を掲載していますので必ずご確認ください。
 また、更新申請、制度改正及び契約課発注情報等についてはホームページでご案内しておりますので、隨時ご確認ください。

岡山市入札参加資格審査 新規申請

申請書預り票 (申請者は太枠の中のみ記入・点検して添付してください。)

申 請 者				申 請 部 门				
所 在 地 本社商号又は名称 代 表 者 氏 名 預り票の送付先 (FAX 番 号)				<input type="checkbox"/> 建設工事	<input type="checkbox"/> コンサル			
				<input type="checkbox"/> 役務	<input type="checkbox"/> 物品 <input type="checkbox"/> 食料品			
主 自 点 検 欄		法 人	個 人	提 出 書 類		契 約 認 檢 欄		備 考
				○ ○ 債権者登録申請書	<input type="checkbox"/>	不備	契約締結先、原本のみ	
				○ ○ 新規申請書及び誓約書	<input type="checkbox"/>	不備	原本のみ	
				○ ○ 暴力団排除に関する誓約書(兼同意書)	<input type="checkbox"/>	不備	原本のみ	
				○ ○ 「使用印鑑届」又は「委任状(兼使用印鑑届)」	<input type="checkbox"/>	不備	原本のみ	
				○ ○ 印鑑証明書	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 納税証明書(国税)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 納税証明書(岡山県税)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 滞納無証明書(岡山市税)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 滞納無証明書(代表者の岡山市税)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 社会保険料納入証明書	<input type="checkbox"/>	不備	市内業者のみ	
				○ × 商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	<input type="checkbox"/>	不備	現在事項全部証明書は不可	
				× ○ 住民票	<input type="checkbox"/>	不備		
				× ○ 身分証明書	<input type="checkbox"/>	不備		
				× ○ 登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	不備		
建設工事以外	建設工事	①		○ ○ 財務諸表(最新) 法人【貸借対照表、損益計算書】 個人【確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書】	<input type="checkbox"/>	不備	年 月決算	
				○ ○ 社会保険の適用事業所ではないことの申出書	<input type="checkbox"/>	不備	市内業者のみ	
				○ ○ 建設工事格付調書	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 「建設業許可通知書」、又は「建設業許可証明(確認)書」	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 建設業許可申請書等(契約締結先等の許可、名称、所在地のわかるもの)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(最新の通知)	<input type="checkbox"/>	不備	年 月決算	
				○ ○ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(1期前の通知)	<input type="checkbox"/>	不備	年 月決算	
				○ ○ 【経審の表示が「無」の場合のみ】雇用保険加入関係書類	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 【経審の表示が「無」の場合のみ】健康保険及び厚生年金保険加入関係書類	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 登録営業所報告カード	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ I S O 登録証	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 岡山市グリーンカンパニー活動認定・登録証等	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 建設業労働災害防止協会加入証明書	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 災害時防災協力に関する協定団体への加入証明書	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認定証	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 障害者雇用状況	<input type="checkbox"/>	不備		
○ ○ 保護観察対象者等の雇用	<input type="checkbox"/>	不備						
○ ○ 岡山市消防団協力事業所表示証交付書	<input type="checkbox"/>	不備						
○ ○ 岡山市S D G s 推進パートナーズ登録証	<input type="checkbox"/>	不備						
○ ○ 管工事・電気工事調書	<input type="checkbox"/>	不備	市内業者のみ					
○ ○ 交通安全施設工事・体育施設工事実績調書、工事経歴書	<input type="checkbox"/>	不備						
コ ン サ ル		③		○ ○ 希望業種調書(測量、建設コンサルタント業務等)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 登録証明(登録証明書、現況報告書)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 有資格者数一覧	<input type="checkbox"/>	不備		
役 務		③		○ ○ 希望業種調書(役務)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 登録証明(登録証明書、営業許可証明書等)	<input type="checkbox"/>	不備		
物 品		③		○ ○ 希望業種調書(物品)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 登録証明(登録証明書、営業許可証明書等)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 印刷機械設備等調書	<input type="checkbox"/>	不備	「1 印刷」を希望する者のみ	
食 料 品		③		○ ○ 希望業種調書(食料品)	<input type="checkbox"/>	不備		
				○ ○ 登録証明(登録証明書、営業許可証明書等)	<input type="checkbox"/>	不備		
そ の 他		16		○ ○ 【原本】市内業者に準じた取扱いに関する申請書	<input type="checkbox"/>	不備	該当者のみ	
				○ × 組合員名簿	<input type="checkbox"/>	不備	該当者のみ	
				○ ○ その他書類()	<input type="checkbox"/>	不備	該当者のみ	

以下契約課記入欄

上記のうち不備書類を至急提出してください。不備書類を提出の際には、この預り票のコピーを添付して郵送するか、ご持参ください。

[提出期限] 令和 年 月 日 (必着) ●この日までに契約課で確認できない場合は不受理となります。

[提出先] 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課 管理係
TEL (086) 803-1194 FAX (086) 803-1736

契約課受理欄

有資格者となった場合の、名簿登載期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月末

(有資格者となった場合の、次回更新期限月 令和 年 月) ×

※有資格者の名簿登載期間の継続を希望する場合は、上記更新期限月に更新申請(毎年)が必要です。

更新申請の受付期間・・・更新期限月の1日~20日(土日祝日を除く。)

・建設工事については、有資格者名簿に初めて登載されたとき又は、12か月以上連続して有資格者名簿に登載されていなかった方若しくは辞退の届出により有資格者名簿に登載されなくなった方が再度有資格者名簿に登載されたときは、有資格者名簿登載から5か月間指名留保となります。

債権者番号 名簿登載者以外 名簿登載者 建設工事 コンサル 役務 物品・食料品 小修繕	担当課 (Tel :)		会計課 使用欄			
	課名	入力者	確定者	確認者	受付印	
	1. 下記の口座は、債権者が保有する口座に相違ないことを確認しました。					
	2. 債権者の申し出により、証拠書類添付の上、変更の申請をします。					
			課長			印

債権者登録申請書

岡山市長様

新規・変更 (社名 支店名 住所 代表者 肩書 電話番号 振込口座 工事前金払口座)					
→ 旧社名・支店名 ()					
該当分類	<input type="checkbox"/> 有資格者名簿登載者以外 <input type="checkbox"/> 有資格者名簿登載者		<input type="checkbox"/> 役務	<input type="checkbox"/> 小修繕業者名簿	
	*複数に該当する場合は、 複数にチェックしてください。		<input type="checkbox"/> 建設工事 <input type="checkbox"/> 物品(原材料)	<input type="checkbox"/> 特定調達名簿	
住所	〒	電話番号			
					代表者印または署名 ※個人の場合は個人印または署名
社名 また支 は店 個名 人・ 名団 体 名	(フリガナ) (生年月日 :)				
					※生年月日は、源泉徴収票の発行に必要な場合に記入してください。
代表者	肩書	代表者名			

岡山市からの支払金は下記の口座に振り込みくださいよう依頼します。

申請者振込口座	銀行・金庫 組合・農協	店所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
	通帳名義	フリガナ (フリガナを必ずつけてください)			

※下記は、建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ記入してください。

工事前金払口座	銀行・金庫 組合・農協	店所	普通	口座番号	
	通帳名義	フリガナ (フリガナを必ずつけてください)			

※西日本建設業保証㈱等への届出口座を記入してください。

記入上の注意

- (1) 「代表者印または署名」欄に、本人が氏名(姓・名)を署名(手書き)した場合は押印不要です。法人又は団体の場合は代表者名(姓・名)を代表者が自署するか、代表者印を押印してください。
- (2) 訂正する場合は以下のとおりとしてください。修正液、捨印での訂正はできません。
 - ①「代表者印または署名」欄に押印した場合は、二本線で消した上に同じ印判を押印してください。
 - ②「代表者印または署名」欄に署名した場合は、二本線で消したそばに署名してください。
- (3) 申請書は原則として、各担当課へ提出してください。
- (4) 有資格者名簿登載者で岡山市との契約等に係る権限を委任する場合は、委任先の内容を記入してください。

【新規・変更】新規または変更のどちらかを囲ってください。

変更の場合は、括弧内の変更箇所を囲ってください。

社名、支店名の変更の場合は必ず「旧社名・支店名」の欄に変更前の社名または支店名を記入してください。

記入例
(法人・団体の場合)

【該当分類】有資格者名簿登載の方は、該当する部門すべてにチェックしてください。

【住所】郵便番号、電話番号はハイフン付きで記入してください。
住所は都道府県名から記入してください。

【社名・支店名・団体名または個人名】
【代表者】

本社のみの登録の場合は、本社の内容を記入してください。

岡山市との契約等に係る権限を委任する場合は、委任先の内容を記入してください。

※生年月日は記入不要です。

【代表者印または署名】有資格者名簿登載の方は、使用印鑑に押印した「実印」または「使用印」または「代表者が手書きで署名（フルネーム）」してください。

【申請者振込口座】岡山市からの支払いを振り込む口座を記入してください。
口座種別（普通・当座）も必ずチェックしてください（※貯蓄預金口座は振込できません）。

【工事前金払口座】建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ、西日本建設業保証(株)等への届出口座を記入してください。

岡山市長様
新規 **変更** (社名 支店名 住所 代表者 肩書 電話番号 振込口座 工事前金払口座)
→ 旧社名・支店名)

該当分類 有資格者名簿登載者以外有資格者名簿登載者 役務 小修繕業者名簿
*複数に該当する場合は、 建設工事 物品（原材料） 特定調達名簿
複数にチェックしてください。 測量、建設コンサルタント業務等 食料品 障害者優先調達名簿

住所 〒 700-0000 電話番号 086-000-0000

社名または支店個人名・团体名 (フリガナ) マルマルオカヤマ 代表者印または署名
代表者印または署名
※個人の場合は個人印または署名

株式会社 ○○岡山 (生年月日)
※生年月日は、源泉徴収票の発行に必要な場合に記入してください。

会計 ○男
肩書 代表取締役 代表者名
会計 ○男

岡山市からの支払金は下記の口座に振り込みくださいよう依頼します。

申請者振込口座	●●銀行 銀行・金庫組合・農協	▲▼支店 店所	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	口座番号	0123456
通帳名義	フリガナ（フリガナを必ずつけてください） 力）マルマルオカヤマ				
株式会社 ○○岡山					

下記は、建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ記入してください。

工事前金払口座	銀行・金庫組合・農協	店所	普通	口座番号
通帳名義	フリガナ（フリガナを必ずつけてください）			
※西日本建設業保証㈱等への届出口座を記入してください。				

【※注意※】

変更申請の場合、変更箇所だけではなく、変更がない箇所も記入してください。

・例えば、変更箇所が代表者名の変更のみの場合、「住所」、「電話番号」、「社名」、「代表者印または署名」、「肩書」、「申請者振込口座」の内容に変更がない場合でも、必ず現在登録してある内容を記入してください。

・建設工事やコンサルの業者の方で、工事前金払口座を登録されている場合は、口座内容に変更がない場合も必ず記入してください。

岡山市競争入札参加資格審査

【令和8年用】 新規申請書及び誓約書

岡山市長様

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する入札又は見積りに参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した岡山市競争入札参加資格審査新規申請書を提出します。

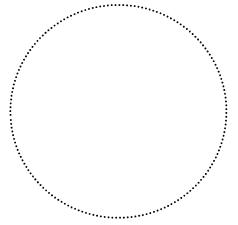
また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 入札、見積り、契約等について談合等不正行為をしないことはもちろん、関係法規を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行します。
- 2 受託業務に関し個人情報等を扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき機密保持、事故防止等に努めます。

※申請期間内の日付を記入してください。

(提出日) 令和 8 年 月 日

申請者 （本社）	フリガナ		 (実印)		
	商号又は名称				
	代表者職氏名	氏名			
	所在地	〒		—	
	※1				
	電話番号	FAX番号			
	職員数（組織全体）※2	人（うち障害者数		人）	※実人数を記載してください。
	創業年月日（事業を開始した日）	年		月	日（個人業者のみ）
消費税届	<input type="checkbox"/> 課税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者			

※1 法人は商業登記上の本店所在地、個人業者は店舗等の所在地

（ただし、「建設工事」に申請する場合又は既に登録がある場合は、建設業許可上の主たる営業所の所在地）

※2 職員数は申請月の1日現在の人数（パート、アルバイトなどの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除く）

部門		工事	コンサル	役務	物品	食料品
申請内訳	今回申請する。	<input type="checkbox"/>				
	既に有資格者である。	<input type="checkbox"/>				
委任の有無 <small>〔 委任する部門全てにチェックし、委任先職員数を記入 〕</small>	委任する	<input type="checkbox"/>				
	委任先職員数	人	人	人	人	人

申請日現在、右記の名簿に登載（登録）されている場合はチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 特定調達名簿	<input type="checkbox"/> 小修繕業者名簿
---------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

この申請の担当者	フリガナ 氏名	連絡先電話番号
----------	------------	---------

[契約課受付欄]	受付	書類確認	入力	入力確認	受付印
既に登録あり (現在登載・抹消)		建設工事 · コンサル · 役務 · 物品 · 食料品 WTO · 小修繕 ※停止又は留保 · · · 無 · 有 ※抹消の場合 · · · H · R 年 月 対象で未更新			
受付番号		次回更新期限月	令和 年 月 日		

岡山市競争入札参加資格審査

【令和8年用】新規申請書及び誓約書

記入例

岡山市長様

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する入札又は見積りに参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した岡山市競争入札参加資格審査新規申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

会社名・代表者職名・氏名のフリガナをすべて記入してください。

※入りきらない場合は、「株式会社」「代表取締役」等の一般的な名称のフリガナは省いていただいてかまいません。

これはもちろん、関係法規を遵守

提出日を記入してください。

内での日付を記入してください。

(提出日) 令和 8 年 5 月 8 日

申請者 （本社）	フリガナ	カ) オカヤマモモ ダイヒヨウトリシマリヤク オカヤマモモタロウ				
	商号又は名称	株式会社 オカヤマMOMO				
	代表者職氏名					
	職名	氏名				
	代表取締役	岡山 桃太郎				
	所在地	〒 700-8544				
	※1	岡山市北区大供一丁目1番1号				
	ない場合は「0」を記入してください。					
	電話番号	086-803-1194	FAX番号	086-803-1736		
職員数（組織全体）※2	560 人（うち障害者数 5 人）					※実人数を記載してください。
創業年月日（事業を開始した日）	年	月	日	(個人業者のみ)		
消費税届	<input checked="" type="checkbox"/>	課税事業者	<input type="checkbox"/>	免税事業者		



(実印)

法人は記入の必要はありません。
(登記簿で確認いたします。)

は
姉
部門によって委任先を設定する場合は、
委任先の人数を必ず記入してください。

部門		工事	コンサル	業務	物品	食料品
申請内訳	今回申請する。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	既に有資格者である。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
委任の有無 <small>委任する部門全てにチェックし、委任先職員数を記入</small>	委任する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	委任先職員数	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人

申請日現在、右記の名簿に登載（登録）されている場合はチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 特定調達名簿	<input type="checkbox"/> 小修繕業者名簿
---------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

この申請の担当者	フリガナ 氏名	オカヤマ ハナコ 岡山 花子	連絡先電話番号 〇〇部	086-803-1194
----------	------------	-------------------	----------------	--------------

すでにいずれかの名簿に登載されている場合はチェックしてください。 (※有資格者名簿と両方に載ることはできません。 有資格者名簿の登載と同時に、右記の名簿からは削除されます。)	確認 ・ ゴブ ・ 小修 は留保 場合 更新期限月	無 ・ 有 H・R 年 月 対象で未更新 令和 年 月 日	受付印
受付後に不備がわかった場合や書類の内容について問合せをする場合、こちらに記入いただいた担当の方あてに行います。 書類について内容がわかる方を記入してください。			

【岡山市競争入札参加資格審査】

暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）

私は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、岡山市が行う公共事業その他の市の事務事業により暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、入札参加資格の取り消しや契約解除等、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、岡山市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 1 次に掲げる者が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び暴力団員を次に掲げる者として新たに選任しないこと。
 - (1) 法人である場合 代表者及び役員
 - (2) 個人事業主である場合 代表者
- 2 1の各号に該当する者が暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していないこと及び新たに雇用しないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員が実質的に経営に参加していないこと。
- 5 1から4までのすべてを満たす者を下請負人とすること。

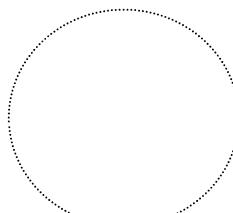
令和　　年　　月　　日

岡山市長様

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名



（実印）

使用印鑑届

令和 年 月 日

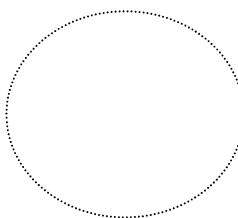
岡山市長様

〒 -

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

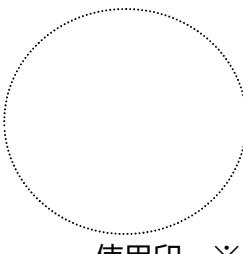


実印

下記の印鑑は入札、見積りへの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために
使用しますのでお届けします。

記

【該当部門】 建設工事 コンサル 役務 物品(原材料) 食料品
 特定調達名簿 小修繕業者名簿



使用印 ※

※ 使用印は、代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

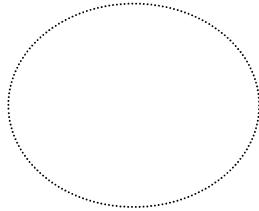
委任状（兼使用印鑑届）

令和 年 月 日

岡山市長 様

〒 -

本社所在地



商号又は名称

代表者職氏名

実印

岡山市との取引に係る権限を、次回変更届が受付されるまで、次のとおり委任します。

また、下記受任者印を入札、見積りへの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用しますのでお届けします。

記

【該当部門】 建設工事 コンサル 役務 物品(原材料) 食料品
 特定調達名簿 小修繕業者名簿

〒□□□-□□□□

1 委任先所在地

2 委任先名称

3 受任者職氏名

受任者印 ※

(使用印)

4 委任先電話番号 () -

5 委任先FAX番号 () -

6 委任事項

	・建設工事 ・コンサル ・役務 ・特定調達	・物 品 ・食料品 ・小修繕	
1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	入札（見積）に参加する権限
2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	入札（見積）参加に係る復代理人を選任する権限
3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	契約を締結する権限
4	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	代金の請求及び受領の権限
5	<input type="radio"/>		共同企業体に関する一切の権限
6	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他契約締結及び履行に関する一切の権限

※ 使用印は、代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

社会保険料納入証明書について

提出書類	対象者	取得方法等
社会保険料納入証明書	市内業者のうち ■法人 ■職員数5人以上の個人業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別紙様式「社会保険料納入証明申請書」に必要事項（事業所整理記号及び番号は必ず記載してください。）を記入し、所管の年金事務所へご提出ください。（1部） ○ 年金事務所より、「社会保険料納入証明書」（以下「納入証明書」という）が発行されますので、原本又は写しを入札参加資格申請書に添付してください。 ○ 申請月から3か月以内に取得したものが有効となります。（資格の再取得（復活）を希望する場合においても提出する月から3か月以内） ○ 納入証明書の住所が、入札参加資格申請の所在地と異なるときは、以下の書類をいずれか1点添付してください。（住所が確認できる部分の写し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所あての公共料金請求書又は領収書の写し ・ 事業所名義で契約した賃貸契約書の写し ○ 対象者で岡山県外の年金事務所に社会保険料を納入している場合、別紙「社会保険料納入証明書有効期間早見表」、「社会保険料納入証明申請書」を参考に取得してください。

対象期間	発行日の属する月の25か月前の月分から発行日において既に納期が経過した月分までの23か月 (年金事務所が電算証明で対応できる全期間)
------	--

※申請書に期間を記入する必要はありません。年金事務所にて必要な期間を証明していただけます。

申請月ごとの対象期間については別紙「社会保険料納入証明書有効期間早見表」を参照ください。

注意事項

- (1) 社会保険料とは、「健康保険料」、「厚生年金保険料」、「子ども・子育て拠出金」をいいます。
- (2) 「強制適用事業所」にもかかわらず社会保険に加入していない場合は、加入したうえで、適用通知書の写しを提出してください。
- (3) 個人事業者の方で、強制適用事業所に該当しない場合は、納入証明書を提出する必要はありませんが、「任意適用事業所」の場合は提出してください。
- (4) 納入証明書の請求及び「強制適用事業所」、「任意適用事業所」に該当するかどうか等についてのお問い合わせは、所管の年金事務所へお願いします。
- (5) 年金事務所への申請は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、原則郵送による申請をお願いします。
年金事務所窓口にて申請を行った場合も、原則郵送による交付となります。
(「社会保険料納入証明書」の交付には2~3営業日程度かかりますので、余裕をもって申請してください。)
申請を委任される場合で、受任者あての返送を希望される際は、送付先が確認できる書類（行政書士証票の写し等）を添付してください。
お急ぎ等の理由で、郵送ではなく、事業主が年金事務所の窓口で「社会保険料納付証明書」の交付を希望される場合は、写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
事業主以外の方が申請の場合は、委任欄に記入の上、受任者の写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
不明な点がございましたら、所管の年金事務所へご確認ください。
- 岡山西年金事務所 電話（086）-214-2163 岡山東年金事務所 電話（086）-270-7925
※両事務所とも音声案内が流れますので④番を押してください。
- (6) 審査時に疑義が生じた場合、追加書類の提出及び関係機関に問い合わせることがあります。

<参考>

- 1 「強制適用事業所」とは、次のア又はイに該当する事業所です。
 - ア 次の事業を行い、常時5人以上の従業員が働いている事業所、工場、商店の個人事業所
 - a 製造業 b 土木建築業 c 鉱業 d 電気ガス事業 e 運送業 f 清掃業 g 貨物積卸業
 - h 物品販売業 i 金融保険業 j 保管賃貸業 k 媒介周旋業 l 集金案内広告業
 - m 教育研究調査業 n 医療保健業 o 通信報道業 p 社会福祉更生保護業
- イ 法人事業所で常時従業員（事業主のみの場合を含む）を使用するもの
- 2 「任意適用事業所」とは、上記の適用事業所以外の事業所であっても、従業員の半数以上が厚生年金保険等の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた事業所です。

【令和8年用】

社会保険料納入証明書有効期間早見表 (新規申請用)

早見表の見方については下記の例を参考にしてください。

① 申請月ごとの有効な証明書発行日（証明日）

申請月		有効な証明書発行日		
令和8年	2月	令和7年11月1日	～	令和8年2月28日
	5月	令和8年2月1日	～	令和8年5月31日
	8月	令和8年5月1日	～	令和8年8月31日
	11月	令和8年8月1日	～	令和8年11月30日

② 発行月ごとの証明対象期間

証明書発行月		証明対象期間		
7年 令和8年	11月	令和5年10月	～	令和7年8月
	12月	令和5年11月	～	令和7年9月
令和8年	1月	令和5年12月	～	令和7年10月
	2月	令和6年1月	～	令和7年11月
	3月	令和6年2月	～	令和7年12月
	4月	令和6年3月	～	令和8年1月
	5月	令和6年4月	～	令和8年2月
	6月	令和6年5月	～	令和8年3月
	7月	令和6年6月	～	令和8年4月
	8月	令和6年7月	～	令和8年5月
	9月	令和6年8月	～	令和8年6月
	10月	令和6年9月	～	令和8年7月
	11月	令和6年10月	～	令和8年8月

例

令和8年2月に新規申請を行う場合

表の①、②を順番に確認します。

- ① 申請月ごとの有効な証明書発行日（証明日）の令和8年2月の行を確認
有効な証明書発行日は令和7年11月1日～令和8年2月28日となっており、
その期間の発行日（証明日）であれば有効です。
- ② 発行月ごとの証明対象期間を確認
有効な証明書の発行月は令和7年11月、12月、令和8年1月、2月のためその行を確認します。
2月に社会保険料納入証明書を取得する場合、令和6年1月から令和7年11月の証明を
してもらうことになります。

※市の「社会保険料納入証明申請書」に必要事項を記入したものを年金事務所へ提出してください。
年金事務所で②の表に対応した期間を証明していただけます。

社会保険料納入証明申請書

※以下の太枠内に記入してください。

1 申請者

①事業所整理記号	②事業所番号

2 証明書の請求枚数

枚

3 証明事項等

③証明対象期間	④出力区分	⑤証明範囲区分
発行日の属する月の25か月前の月分から発行日 において既に納期が経過した月分までの23か月	一括用のみ	延滞金含む

岡山市競争入札参加資格審査申請書に添付するため、上記の期間について、
納入証明書を発行願います。

令和 年 月 日

備考欄

申請者欄

〒	—
事業所所在地	
事業所名称	
事業主職氏名	
電話番号	

委任欄（※事業主以外の方が申請・受領する場合は、委任欄への記入が必要です。）

私、上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、下記の者に委任します。

受任者氏名

受任者住所

委任者との関係

【注意事項】

- 年金事務所への申請は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、原則郵送による申請をお願いします。
申請後、「社会保険料納入証明書」は原則として年金事務所へ届出をされている所在地へ郵送されます。
- 「社会保険料納入証明書」の交付には2~3営業日程度日数がかかります。余裕をもって申請してください。
- 郵送ではなく、事業主が年金事務所の窓口で「社会保険料納付証明書」の交付を希望される場合は、写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。事業主以外の方は委任欄に記入の上、受任者の写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
- 不明な点がございましたら、所管の年金事務所へご確認ください。

届出コード	届 書	決 裁	年 月 日	
所 長		副所長	課 長	担当者
6 8 0				

※業務使用欄
記入しないでください

社会保険の適用事業所ではない ことの申出書

令和 年 月 日

岡山市長様

〒 -

本社所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

下記のとおり、社会保険の適用事業所ではないことを申し出ます。

なお、この申出書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

理由	<input type="checkbox"/> 事業開始時から	※いつの時点から適用事業所ではないか記入してください。
	<input type="checkbox"/> 年 月 日から	
	
	
	
以上の理由により、現在は社会保険の適用事業所ではありません。		
令和 年 月 日	， 関係機関()	，
担当者() 氏に上記内容について確認しました。		

- 注) 1 この申出書は、市内業者のうち、法人及び職員数5人以上の個人業者の方で、健康保険又は厚生年金保険の加入義務がない方のみ提出してください。
2 審査時に疑義が生じた場合、関係機関への問い合わせや、追加書類の提出を求めることがあります。

部門別提出書類一覧（建設工事）

No.	提出書類	対象	摘要
①	建設工事格付調書 (原本又は写し)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「建設工事格付調書」に必要事項を記入 ・ 別紙「建設工事特記事項」を参考に、【格付希望業種】、【認証・登録等の取得状況】及び【委任をしない岡山市内の営業所の登録】を記入してください
②	建設業許可確認書類 (以下のうちいずれか一つ) 1. 建設業許可通知書 2. 建設業許可証明（確認）書 3. 国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」により印刷した「建設業者の詳細情報」(PDF) (写し)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新のもの（通知書の内容に変更があったときは、変更届の控え（写し）を添付） <p>※ 申請月の月末までに有効期限が切れる場合は希望できません。許可更新中の場合は、更新中であることがわかる証明書を提出してください。許可更新中であることがわかる証明書も提出できない場合は、受理印のある建設業許可更新申請書の写しを提出してください。</p>
③	契約締結先等の名称、所在地、許可の最新の状況がわかるもの (写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準市内業者 ・ 市外業者 <p>※上記のうち該当者のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の建設業許可（更新）申請書に添付した「営業所一覧」の該当箇所を提出なお、許可（更新）申請後に変更があった場合は変更届出書の写しも提出が必要 ・ 契約の締結等を代理人に委任して登録する場合又は契約の締結等を委任しない岡山市内の営業所を登録する場合も提出が必要 <p style="text-align: center;">準市内業者・・・必須 市外業者・・・契約の締結等を委任している場合に必要</p>
④	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2期分</u>（申請時及び名簿登載時に有効な最新のものとその1期前のもの） <p>◆ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書について 名簿登載時までに有効期限が切れる場合は申請できません</p> <p style="margin-left: 2em;">【2月申請】 「審査基準日」が令和6年9月以降のもので、 「結果通知日」が令和8年2月13日までのものに限る</p> <p style="margin-left: 2em;">【5月申請】 「審査基準日」が令和6年12月以降のもので、 「結果通知日」が令和8年5月15日までのものに限る</p> <p style="margin-left: 2em;">【8月申請】 「審査基準日」が令和7年3月以降のもので、 「結果通知日」が令和8年8月14日までのものに限る</p> <p style="margin-left: 2em;">・ 【11月申請】 「審査基準日」が令和7年6月以降のもので、 「結果通知日」が令和8年11月13日までのものに限る</p> <p>※ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が、受審中により各申請期限日までの日付で通知される見込みがある場合は、指定様式「申立書(2)」を提出することにより申請を行うことができます。ただし、各申請月の月末（土日祝日を除く）までに対象の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日及び結果通知日が上記条件を満たしているもの）が提出できない場合は、申請は受理されません。</p> <p>※ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄が「無」の場合は別途書類の提出が必要になります。契約課管理係までご連絡ください。</p>
⑤	登録営業所報告カード (原本又は写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内業者 ・ 準市内業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内業者の場合は、主たる営業所について記入 ・ 準市内業者の場合は、岡山市内の従たる営業所について記入 ・ 写真はカラーのものを使用してください ・ 様式③の写真について、 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 「営業所外観写真」は建物全景と、看板および営業所の入り口など、営業所の所在が正しく確認できるもの (1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて添付) ◎ 「営業所内部の写真」は、契約事務を行う執務室全体の様子が確認できるものの添付が必要
⑥	I S O登録証 (写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内業者 ・ 準市内業者 <p>※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 格付の等級決定時に主観点数として加算します <p>ただし、申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、加点対象になりません</p> <p>※ (公財)日本適合性認定協会（J A B）によって、認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証（認証状）を取得しているもの（定められたサーベイランス審査を受けていること）又は国際認定機関フォーラム（I A F）相互承認グループに加盟している認定機関（原則1国1機関）から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証（認証状）を取得しているもの（定められたサーベイランス審査を受けていること）</p> <p>※ 付属書のみによる認定は、加点対象なりません</p>
⑦	岡山市グリーンカンパニー活動の実践事業所認定・登録証、登録証又は認定証 (写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内業者 ・ 準市内業者 <p>※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 格付の等級決定時に主観点数として加算します <p>ただし、申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、加点対象なりません</p> <p>※ 手続中に認定・登録証等が提出できない場合は、受付印のある受付票を提出してください</p> <p>■ 岡山市グリーンカンパニー活動についての問合せ先 ゼロカーボン推進課 電話 (086)803-1282</p>

No.	提出書類	対象	摘要																																
⑧	建設業労働災害防止協会加入証明書 (原本又は写し)	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 格付の等級決定時に主観点数として加算します 申請月から3か月以内に取得したもの <p>■ 加入等についての問合せ先 建設業労働災害防止協会 電話 (03) 3453-8201 建設業労働災害防止協会岡山県支部 電話 (086) 225-4132 </p>																																
⑨	災害時における防災協力に関する協定等を岡山市と締結している団体への加入証明書 (原本又は写し)	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 格付の等級決定時に主観点数として加算します 申請月から3か月以内に取得したもの 指定様式「災害に関する協定を締結している団体への加入証明書交付願」で証明を受けたもの <p>[対象となる協定を締結している団体]</p> <p>(災害時における防災協力に関する協定締結団体)</p> <table> <tbody> <tr><td>◆岡山舗装業協議会</td><td>◆岡東地区建設安全協会</td></tr> <tr><td>◆一般社団法人岡山県建設業協会</td><td>◆旭川東建設安全協議会</td></tr> <tr><td>岡山東地域</td><td>◆おかやま災害対策研究会</td></tr> <tr><td>岡山西地域</td><td>◆岡山北防災協議会</td></tr> <tr><td>西大寺地域</td><td>◆中区安全協議会</td></tr> <tr><td>建部地域</td><td>◆南部地域安全対策協議会</td></tr> <tr><td>和気地域</td><td>◆御南会</td></tr> <tr><td>◆高松地区建設安全協力会</td><td>◆龍の会</td></tr> <tr><td>◆京山・石井・中央学区建設安全協力会</td><td>◆北区防災協会</td></tr> <tr><td>◆岡山市南区建設同友会</td><td>◆一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部</td></tr> <tr><td>◆水土里ネット研究会</td><td>◆東区防災協議会</td></tr> <tr><td>◆みどりの会</td><td>◆おかやま防災協議会</td></tr> <tr><td>◆岡山防災ネット協議会</td><td>◆岡山ネットワーク協議会</td></tr> <tr><td>◆一般社団法人岡山県電業協会</td><td>◆岡山環境防災協会</td></tr> <tr><td>◆岡山県管路更生技術協会</td><td></td></tr> <tr><td>◆岡山エリア防災協議会</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定締結団体)</p> <p>(災害時における市有施設等の応急対策に関する協定締結団体)</p> <p>◆岡山市管工設備協同組合 ◆岡山県配電盤工業協同組合</p>	◆岡山舗装業協議会	◆岡東地区建設安全協会	◆一般社団法人岡山県建設業協会	◆旭川東建設安全協議会	岡山東地域	◆おかやま災害対策研究会	岡山西地域	◆岡山北防災協議会	西大寺地域	◆中区安全協議会	建部地域	◆南部地域安全対策協議会	和気地域	◆御南会	◆高松地区建設安全協力会	◆龍の会	◆京山・石井・中央学区建設安全協力会	◆北区防災協会	◆岡山市南区建設同友会	◆一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部	◆水土里ネット研究会	◆東区防災協議会	◆みどりの会	◆おかやま防災協議会	◆岡山防災ネット協議会	◆岡山ネットワーク協議会	◆一般社団法人岡山県電業協会	◆岡山環境防災協会	◆岡山県管路更生技術協会		◆岡山エリア防災協議会	
◆岡山舗装業協議会	◆岡東地区建設安全協会																																		
◆一般社団法人岡山県建設業協会	◆旭川東建設安全協議会																																		
岡山東地域	◆おかやま災害対策研究会																																		
岡山西地域	◆岡山北防災協議会																																		
西大寺地域	◆中区安全協議会																																		
建部地域	◆南部地域安全対策協議会																																		
和気地域	◆御南会																																		
◆高松地区建設安全協力会	◆龍の会																																		
◆京山・石井・中央学区建設安全協力会	◆北区防災協会																																		
◆岡山市南区建設同友会	◆一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部																																		
◆水土里ネット研究会	◆東区防災協議会																																		
◆みどりの会	◆おかやま防災協議会																																		
◆岡山防災ネット協議会	◆岡山ネットワーク協議会																																		
◆一般社団法人岡山県電業協会	◆岡山環境防災協会																																		
◆岡山県管路更生技術協会																																			
◆岡山エリア防災協議会																																			
⑩	岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認定証 (写し)	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 格付の等級決定時に主観点数として加算します <p>ただし、申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、加点対象になりません</p> <p>※手続き中で認定証が提出できない場合は、認証申請書の写しを提出してください (申請月の前月末までの受付日付印があるものに限る) また、申請月の月末までに、新たな認定証の写しを提出してください</p> <p>■ 認証等についての問合せ先 女性が輝くまちづくり推進課 電話(086) 803-1115 </p>																																
⑪	障害者雇用状況報告書 〔事業主控〕 (写し) ※岡山市障害福祉課で確認印の押印を受けたものを提出してください。	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 格付の等級決定時に主観点数として加算します 管轄公共職業安定所の受領印があるものの写しに岡山市障害福祉課で確認印の押印を受けたもの 障害者雇用促進法第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業主で、障害者を法定雇用率以上の割合で雇用しているものが対象 申請月により有効な障害者雇用状況報告書の報告日が異なります <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請月</th><th>有効な報告日</th><th>法定雇用率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和8年1月～令和8年7月</td><td>令和7年6月1日現在</td><td>2.5%以上</td></tr> <tr><td>令和8年8月～令和8年12月</td><td>令和8年6月1日現在</td><td>2.5%以上</td></tr> </tbody> </table> <p>※法定雇用率は特殊法人等で異なる場合があります（表は民間企業）</p> <p>※法定雇用率は障害者雇用状況報告書の「実雇用率」で確認します</p> <p>※電子申請により提出した場合、「申請案件状況」画面（到達番号が分かる画面）を印刷したもの及び「障害者雇用状況報告書ファイル」を印刷したものを提出してください</p> <p>・確認印の請求方法については「建設工事特記事項」を参照</p>	申請月	有効な報告日	法定雇用率	令和8年1月～令和8年7月	令和7年6月1日現在	2.5%以上	令和8年8月～令和8年12月	令和8年6月1日現在	2.5%以上																							
申請月	有効な報告日	法定雇用率																																	
令和8年1月～令和8年7月	令和7年6月1日現在	2.5%以上																																	
令和8年8月～令和8年12月	令和8年6月1日現在	2.5%以上																																	
⑫	障害者の雇用状況届出書 (誓約書) (写し) ※岡山市障害福祉課で確認印の押印を受けたものを提出してください。	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 格付の等級決定時に主観点数として加算します 申請月から3か月以内に取得したもの 岡山市障害福祉課で確認印の押印を受けたもの <p>※岡山市障害福祉課での内容確認のために別途確認書類の添付が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用状況の報告を義務付けられている事業主以外の者で、岡山市障害福祉課確認曰現在において障害者を1人以上雇用しているものが対象 <p>※対象者は障害者雇用促進法第2条第2号から第6号までに掲げる者で常用雇用労働者（短時間労働者を含む）及び短時間トライアル雇用労働者も1人と計上</p> <p>・確認印の請求方法および確認書類については「建設工事特記事項」を参照</p>																																

No.	提出書類	対象	摘要
⑬	協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書 (原本又は写し) ※岡山保護観察所で証明を受けてください。	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・格付の等級決定時に主観点数として加算します ・証明日が申請月から3か月以内のもの ・指定様式「証明願（協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書）」へ必要事項を記入したのに証明を受けたもの ・岡山保護観察所に協力雇用主として登録（注1）され、過去2年間（注2）に同一の保護観察対象者等（注3）を3か月以上雇用（注4）した実績があるものが対象 <ul style="list-style-type: none"> （注1）証明依頼日時点においても登録されている必要があります （注2）過去2年間は、「証明依頼日以前の2年間」とします （注3）「保護観察対象者等」とは、下記の者をいいます <ul style="list-style-type: none"> ①更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者 ②更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に定める更生緊急保護の対象者 （注4）雇用形態（常用、有期等）は問いません ・証明書の請求方法については「建設工事特記事項」を参照
⑭	岡山市消防団協力事業所表示証交付書 (写し)	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・格付の等級決定時に主観点数として加算します ・ただし、申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、加点対象になりません ・早期に必要な場合は、次の交付書についての問合せ先にご相談ください <ul style="list-style-type: none"> ■交付書についての問合せ先 岡山市消防局消防企画総務課消防団係 電話(086) 234-9973
⑮	岡山市SDGs推進パートナーズ登録証 (写し)	・市内業者 ・準市内業者 ※上記のうち右の条件に該当し、主観点数の加算を希望する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・格付の等級決定時に主観点数として加算します ・岡山市SDGs推進パートナーズとして登録されている方 <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、加点対象なりません ※入札参加資格の新規・更新申請月に岡山市SDGs推進パートナーズとして登録される見込みがあるが、手続き中で登録証の写しが提出できない場合は、お問合せください ※「事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査のための客観的審査事項に関する特例」の適用を受けている事業協同組合がこの申請を希望する場合は、協同組合名義で受けた登録書の写しを提出してください <ul style="list-style-type: none"> ■登録証についての問合せ先 岡山市SDGs・ESD推進課 電話(086) 803-1351
⑯	管工事・電気工事調書 (原本又は写し)	・市内業者 ※上記のうち該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ①市内業者で第1格付希望業種が「管工事」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・指定様式「管工事・電気工事調書」の該当箇所に記入 ②市内業者で第1格付希望業種が「電気工事」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・指定様式「管工事・電気工事調書」の該当箇所に記入
⑰	交通安全施設工事・体育施設工事実績調書 (原本又は写し)	該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ①第1格付希望業種が「とび・土工・コンクリート工事」の「交通安全施設工事を希望する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・指定様式「交通安全施設工事・体育施設工事実績調書」の該当箇所に記入 ※直近又はその1期前の経営事項審査申請に添付した工事経歴書（1期分）を添付すること（交通安全施設に該当する工事名を○で囲むこと） ②第1格付希望業種が「土木工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の「体育施設工事を希望する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・指定様式「交通安全施設工事・体育施設工事実績調書」の該当箇所に記入 ※直近又はその1期前の経営事項審査申請に添付した工事経歴書（1期分）を添付すること（体育施設に該当する工事名を○で囲むこと）

注意事項

- 書類の不備、不足等がある場合は、申請の不受理又は格付の結果に反映されない場合があります。
- この建設工事格付調書における格付の適用期間は、有資格者名簿登載日から次回更新期限月の月末までです。
ただし、格付の適用期間中に有資格者名簿から削除された期間は適用されません。
- 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄が「無」の場合は別途書類の提出が必要になります。加入関係書類が提出できない場合は、申立書等を提出すれば申請は受理できますが、岡山市指名停止基準に基づき指名留保となります。この期間は、入札（見積）に参加できません。契約課管理係までご連絡ください。
- 事業協同組合で、競争入札参加資格及び客観的審査事項に関する特例の適用を受けようとする場合は、「事業協同組合特例申請」が必要です。新規申請書と同時に提出してください。
なお、詳細については事前に契約課までお問合せください。
- 契約課が公告する競争入札案件は、原則として「岡山県電子入札共同利用システム」を利用した電子入札となり、別途手続きが必要です。

■手続きや利用に関する問合せ先 岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話 0120-432-198

※詳細は、「岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト（はじめてご利用される方へ）」をご覧ください。
(<https://www.e-okayama.t-elbs.jp/>)

建設工事特記事項

【格付希望業種について】

- (1) 格付の等級決定は、市内業者、準市内業者のみ行います。また、直前の決算日（審査基準日）の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）と本申請時に提出された書類で行います。
ただし、通知書について、会社合併等があった場合は、直前の決算期以外のものを求めて格付の等級決定を行う場合があります。
※市外業者・・・希望業種のみの登録となります。
- (2) 格付希望業種として希望できるのは、通知書の完成工事高が「0」ではなく、かつ総合評定値の記載がある業種です。
また、委任の有無に関わらず、岡山市に登録しているすべての営業所がその業種について建設業許可を取得していることが必要です。
- (3) 格付希望業種は、「市内業者は3業種」まで、「準市内業者及び市外業者は2業種」まで申請できます。
なお、原則として、第1格付希望業種が指名等における第1順位となります。

【格付希望業種】

土木	鋼構造物	熱絶縁
建築	鉄筋	電気通信
大工	舗装	造園
左官	しゅんせつ	さく井
とび・土工・コンクリート	板金	建具
石	ガラス	水道施設
屋根	塗装	消防施設
電気	防水	清掃施設
管	内装仕上	解体
タイル・れんが・ブロック	機械器具設置	

【交通安全施設工事及び体育施設工事の希望について】

○ 交通安全施設工事

第1格付希望業種が「とび・土工・コンクリート工事」の方で「交通安全施設工事」を希望される方は、「交通安全施設工事・体育施設工事実績調書」と、実績がわかる「工事経歴書（1期分）」の提出が必要です。（該当の工事名を○で囲んでください）
※希望された場合は、「交通安全施設工事」のみの入札（見積）参加となります。

○ 体育施設工事

第1格付希望業種が「土木工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の方で「体育施設工事」を希望される方は、「交通安全施設工事・体育施設工事実績調書」と、実績がわかる「工事経歴書（1期分）」の提出が必要です。（該当の工事名を○で囲んでください）
※希望された場合は、「体育施設工事」のみの入札（見積）参加となります。

【格付の適用期間について】

格付の適用期間は有資格者名簿登載日から次回更新期限月の月末までです。
ただし、格付の適用期間中に有資格者名簿から削除された期間は適用されません。

【その他】

○ 「建設工事」の有資格者名簿に登載されたときの取扱いについて

「建設工事」については、有資格者名簿に初めて登載されたとき又は12か月以上連続して有資格者名簿に登載されていない者若しくは辞退の届出により有資格者名簿に登載されなくなった者が、再度有資格者名簿に登載されたときは、岡山市指名停止基準に基づき有資格者名簿登載から5か月間は指名留保となります。
※この期間は「建設工事」の入札（見積）に参加できません。

○ 災害時における防災協定に関する協定等を岡山市と締結している団体の取扱いについて

対象となる団体は、令和7年9月30日までに上記協定等を締結し、格付の等級決定の主観点数として加点対象になると認められた団体です。

なお、令和7年10月1日以降に協定等を締結した団体は、本要項では加点の対象になりません。

令和7年10月1日から令和8年9月30日までに協定等を締結した団体は、令和9年の要項で加点の検討対象となります。※詳細な団体名は、部門別提出書類一覧（建設工事）に記載しています。

○ 「障害者雇用状況報告書[事業主控]」の確認印の請求について

【請求方法】 原則として持参（郵送也可）により、岡山市障害福祉課へ請求してください。

※ 郵送の場合は、返送までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続きされますようお願いします。

【必要書類】 「障害者雇用状況報告書[事業主控]」の写し

※ 郵送の場合は、「障害者雇用状況報告書[事業主控]」写しと返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）を岡山市障害福祉課に郵送してください。

【注意事項】 岡山市障害福祉課の確認印がないものは契約課で受理しません。

必ず、提出前に確認印の押印を受けてください。

○ 「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」の確認印の請求について

【請求方法】 原則として持参（郵送也可）により、岡山市障害福祉課へ請求してください。

※ 郵送の場合は、返送までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続きされますようお願いします。

【必要書類】 ① 「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」に必要事項を記入したもの

② 確認書類

・障害の程度が分かる資料の写し

（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）

・障害者の雇用が確認できる書類の写し

〔例：雇用保険被保険者証、障害者を雇入れた場合の助成を受給していることを証する書類、労働基準法で定める労働条件通知書、賃金台帳等〕

〔※詳しくは、岡山市障害福祉課へお問い合わせください。〕

・ 確認書類は、岡山市障害福祉課で保管され、「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」のみ返却されます。

※ 郵送の場合は、上記必要書類①、②と返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）を岡山市障害福祉課に郵送してください。

【注意事項】 • 確認書類は、「②障害者雇用者数」に記入した人数分必要です。

1名以上で加算の対象です。下記ガイドラインに則り、本人の同意を得た人数を記入してください。

• 「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」の作成にかかる障害者の把握および確認にあたっては、厚生労働省策定の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」により適正に対応してください。

（ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/000581104.pdf>）

• 岡山市障害福祉課の確認印がないものは契約課で受理しません。

必ず、提出前に確認印の押印を受けてください。

「障害者雇用状況報告書[事業主控]」及び「障害者の雇用状況届出書（誓約書）」に関する

請求・問合せ先

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号（保健福祉会館7階）

岡山市保健福祉局 障害・生活福祉部 障害福祉課

[担当] 就労・自立支援係 電話：086-803-1234（直通）

参考

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）抜粋

（用語の意義）

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。第六号において同じ。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。
 - 二 身体障害者 障害者のうち、身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。
 - 三 重度身体障害者 身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
 - 四 知的障害者 障害者のうち、知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
 - 五 重度知的障害者 知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
 - 六 精神障害者 障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

（一般事業主の雇用義務等）

- 第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。
- 7 事業主（その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る。）は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

○第二条第二号から第六号について 具体的には下記のとおり

- ・「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者このうち「重度身体障害者」とは、1級又は2級とされる者
 - ・「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者
 - ・「重度知的障害者」とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者
- 具体的には、次のいずれかに該当する者
- (ア) 療育手帳で程度が「A」とされている者
 - (イ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を受けている者
 - (ウ) 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者
 - ・「精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

○各労働者の用語解説

常用雇用労働者・・・雇用契約の形式を問わず事実上期間の定めなく雇用されている労働者

具体的には次の（ア）から（ウ）に該当する方

（ア）雇用期間の定めのない方

（イ）期間（1か月、6か月等）を定めて雇用されている方のうち、その雇用期間が反復更新されて事実上上記（ア）と同様の状態にあると認められる方

（ウ）日々雇用される方のうち、その雇用期間が反復されて事実上上記アと同様の状態にあると認められる方

短時間労働者・・・雇用保険における短時間労働保険者の方（1年以上継続して雇用されることが見込まれ、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満）

短時間トライアル雇用労働者・・・障害者短時間トライアル雇用奨励金対象者

特定短時間労働者・・・短時間労働者のうち、週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、及び精神障害者の方

○ 「証明願（協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書）」の提出について

【請求方法】 原則として郵送（持参也可）により、岡山保護観察所へ請求してください。

※ 郵送の場合は、返送までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続きされますようお願いします。

【必要書類】 ① 「証明願（協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書）」に必要事項を記入したもの

※ 「協力雇用主登録日」及び「保護観察対象者等の雇用期間」を訂正したものは受付できません。
ご不明の場合は、事前に岡山保護観察所へ確認し、記入してください。

② 雇用実績証明資料（被雇用者の出勤簿、タイムカード、シフト表等の写し）

・ 証明資料は、岡山保護観察所で保管され、「証明願（協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書）」のみ返却されます。

※ 郵送の場合は、上記必要書類①、②と返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）を岡山保護観察所に郵送してください。

「証明願（協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書）」に関する

請求・問合せ先

〒700-0807 岡山市北区南方一丁目8-1

法務省 岡山保護観察所

[担当] 処遇部門 電話：086-234-5802（直通）

【新規申請用】建設工事格付調書

岡山市競争入札参加資格の建設工事格付について、下記のとおり希望します。

本社商号又は名称

【格付希望業種】

第1格付希望業種	第2格付希望業種	第3格付希望業種 (準市内・市外業者は希望不可)

- ・格付希望業種名は、「建設工事特記事項」の【格付希望業種】から選択して記入してください。※略称は不可
- ・市内業者は3業種まで、準市内業者及び市外業者は2業種まで希望できます。
なお、原則として第1格付希望業種が指名等における第1順位となります。
- ・提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の完成工事高が「0」又は総合評定値の記載がない業種は希望できません。
- また、委任の有無に関わらず、岡山市に登録しているすべての営業所が格付希望業種について建設業の許可を取得していることが必要です。

【認証・登録等の取得状況】 ※市外業者は記入しないでください。

認証・登録等の種類	取得等の状況 (該当欄にチェックを入れてください。)
I S O	<input type="checkbox"/> 9000シリーズ <input type="checkbox"/> 14000シリーズ
岡山市グリーンカンパニー活動実践事業所	<input type="checkbox"/> ステップアップ部門 <input type="checkbox"/> 環境活動評価プログラム部門 <input type="checkbox"/> エコアクション21部門 <input type="checkbox"/> I S O 14000部門
建設業労働災害防止協会への加入	<input type="checkbox"/> 加入
災害時における防災協力に関する協定等を岡山市と締結している団体への加入 ※対象となる団体は「部門別提出書類一覧（建設工事）」を参照してください。	<input type="checkbox"/> 加入
岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所	<input type="checkbox"/> 認証
障害者雇用状況	<input type="checkbox"/> 該当
保護観察対象者等の雇用	<input type="checkbox"/> 該当
岡山市消防団協力事業所	<input type="checkbox"/> 該当
岡山市S D G s 推進パートナーズ	<input type="checkbox"/> 登録

【委任をしない岡山市内の営業所の登録】 ※市内業者は記入しないでください。

契約締結を委任しない建設業の許可を有している岡山市内の従たる営業所を登録される場合のみ記入してください。

営業所所在地	(〒 <input style="width: 20px; height: 15px; border: 1px solid black;" type="text"/> - <input style="width: 20px; height: 15px; border: 1px solid black;" type="text"/>) 岡山市	
営業所名称		
電話番号	<input style="width: 150px; height: 25px; border: 1px solid black;" type="text"/>	F A X番号 <input style="width: 150px; height: 25px; border: 1px solid black;" type="text"/>

岡山市競争入札参加資格審査

登録営業所報告カード ①

※ 登録営業所報告カードの対象は、下記のとおりです。

- ・本市入札参加資格「建設工事」に登録又は登録を希望する市内業者及び準市内業者
- ・本市入札参加資格「市内業者に準じた取扱い」を受けている者又は希望する者

※ この報告カードに基づいて、営業所の訪問調査を行う場合があります。

※ 調査において、本市入札参加資格審査申請及び報告カード等の事実確認を行うため、関係書類の提示をお願いする場合があります。

※ 調査等において、営業の実態がない等の本市有資格者名簿登載者として不適正であると認められた場合又は虚偽記載が発覚した場合は、岡山市指名停止基準に基づき指名停止等になる場合があります。

【登録営業所の営業状況】

営業所の名称								
営業日等	営業時間	午前	から 午後	まで				
	定 休 日							
営業の状況	① 看板（社名）の設置 <input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している							
	② 電話番号等の公表 <input type="checkbox"/> 公表していない <input type="checkbox"/> 公表している (<input type="checkbox"/> 電話番号案内 <input type="checkbox"/> ホームページ等)							
	③ 電話等への対応 <input type="checkbox"/> 随時従業員が常駐して対応 <input type="checkbox"/> 留守番電話で対応 <input type="checkbox"/> 他の電話へ転送							
	④ 来客が訪問してきた場合の対応 <input type="checkbox"/> 随時従業員が常駐して対応 <input type="checkbox"/> 連絡先等案内看板を設置して対応 <input type="checkbox"/> 対応しない							
	⑤ 営業に関する帳簿等の設置状況 <input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している							
	⑥ 同じ敷地内及び建物内における他企業の存在 <input type="checkbox"/> 存在しない <input type="checkbox"/> 存在する <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>他企業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他企業との状態</td> <td><input type="checkbox"/> 独立していない <input type="checkbox"/> 独立している</td> </tr> </table>				他企業の名称		他企業との状態	<input type="checkbox"/> 独立していない <input type="checkbox"/> 独立している
	他企業の名称							
他企業との状態	<input type="checkbox"/> 独立していない <input type="checkbox"/> 独立している							
⑦ 建設業法に定める許可標識の設置（建設工事に登録する業者のみ記入。） <input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している								
施設の状況	① 電話設備（屋内配線のあるもの） <input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している							
	② FAX設備（屋内配線のあるもの） <input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している							
	③ パソコンの設置（インターネットへ接続している状態のもの） <input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している							

登録営業所報告カード ②

営業所所在位置図

※ 登録する営業所の案内図を記載してください。（他の地図の添付可）

登録営業所報告カード ③

営業所外観写真

営業所内部の写真

災害に関する協定を締結している団体への加入証明書交付願

証明申請日 令和 年 月 日

〒 -

申請者 所 在 地

名 称

代表者職氏名

上記申請者が、下記団体に加入していることを証明します。

（災害時における防災協力に関する協定）

- 岡山舗装業協議会
- 一般社団法人岡山県建設業協会 岡山東地域
- 一般社団法人岡山県建設業協会 岡山西地域
- 一般社団法人岡山県建設業協会 西大寺地域
- 一般社団法人岡山県建設業協会 建部地域
- 一般社団法人岡山県建設業協会 和気地域
- 高松地区建設安全協力会
- 京山・石井・中央学区建設安全協力会
- 岡山市南区建設同友会
- 水土里ネット研究会
- みどりの会
- 岡山防災ネット協議会
- 一般社団法人岡山県電業協会
- 岡東地区建設安全協会
- 旭川東建設安全協議会
- おかやま災害対策研究会
- 岡山北防災協議会
- 中区安全協議会
- 南部地域安全対策協議会
- 御南会
- 龍の会
- 北区防災協会
- 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部
- 東区防災協議会
- おかやま防災協議会
- 岡山ネットワーク協議会
- 岡山県管路更生技術協会
- 岡山環境防災協会
- 岡山エリア防災協議会

（災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定）

（災害時における市有施設等の応急対策に関する協定）

- 岡山市管工設備協同組合
- 岡山県配電盤工業協同組合

令和 年 月 日

証明者 所 在 地

名 称

印

代表者職氏名

※上記の加入している団体の□欄にチェックしてください。

※建設工事技術資料用として申請する場合は、開札日より3か月以内の証明が必要です。

※入札参加資格審査申請用として申請する場合は、申請月より3か月以内の証明が必要です。

障害者雇用状況届出書の提出義務のない事業者用

※障害者雇用状況報告書提出義務のある事業者は、この書式を使用できません。
公共職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

障害福祉課
確 認 印

障害者の雇用状況届出書（誓約書）

岡山市長 様

※岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（市告示第120号）第3条第1項における主観点数の加算に係る届出として、①から③について、障害福祉課確認日現在の内容を記入してください。

※必ず障害福祉課で確認印を受けたものを契約課に提出してください。

①雇用者数

※雇用契約書（労働条件通知書）にて、雇用契約を締結している人数

総従業員数 (障害者雇用者数含む)	(ア)	人
----------------------	-----	---

(ア) 岡山市競争入札参加資格審査更新申請書又は新規申請書に記載の職員数とは異なっていて構わない

②障害者雇用者数

※雇用契約書（労働条件通知書）にて、雇用契約を締結している障害者の人数

障害種別	雇用人数
身体障害者	(イ) 人
知的障害者	(ウ) 人
精神障害者	(エ) 人
合 計 (イ)+(ウ)+(エ)	人

(イ) 身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者

(ウ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

③障害者の雇用が確認できる書類(写し)の種類

※雇用している障害者分

雇用保険被保険者証	人
障害者を雇入れた場合の助成を受給していることを証する書類	人
その他（労働基準法で定める労働条件通知書、賃金台帳等） 〔 〕	人

※②および③で記載した人数に係る各手帳（写し）および雇用確認書類（写し）をこの届出書に添付して障害福祉課に提出してください。

（添付書類は障害福祉課で保管され、届出書のみ返却されます。）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までの規定のいずれかに掲げる上記の障害者を、当社従業員として雇用していることを届出ます。

なお、この届出書の記載事項は、すべて事実と相違ないことと、届出書を提出するにあたり、対象者の同意を得ていることを誓約します。

また、この届出書に基づき障害者の雇用状況について調査されることに同意します。

令和 年 月 日

本店所在地 ※1	
商号又は名称	
代表者職氏名	
電話番号	

※1 建設業許可上の主たる営業所の所在地

証明願

(協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績に係る証明書)

岡山保護観察所長様

申請者 本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

岡山市競争入札参加審査申請に使用するため、下記のとおり、協力雇用主として登録があり、雇用実績があることについて証明願います。

記

証明依頼日	令和 年 月 日
協力雇用主登録日	平成・令和 年 月 日
保護観察対象者等の雇用期間 (証明依頼日以前2年間において、同一者を継続して3か月以上雇用したこと)	平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日

※保護観察対象者等とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者及び同法第85条に定める更生緊急保護の対象となる者をいう。

※雇用形態（常用、有期等）は問わない。

※証明依頼日において、現に雇用している場合は雇用期間の終期は証明依頼日を記入。

※協力雇用主登録日及び保護観察対象者等の雇用期間を訂正したものは不可。

添付書類：上記の雇用実績を証明する資料（被雇用者の出勤簿、タイムカード、シフト表等の写し）

申請者が協力雇用主として登録があり、上記の期間保護観察対象者等の雇用実績があることを証明します。

令和 年 月 日

証明者 岡山保護観察所長 印

管工事・電気工事調書

本社商号又は名称	
----------	--

この調書は、格付等級を決定するためのものではなく、指名選定の参考とするためのものです。

① 管工事

○市内業者で第1格付希望業種が「管工事」で、下記の該当工事について施工実績がある場合は（ ）内に○を記入してください。

()	給排水衛生設備工事
()	冷暖房空調設備工事
()	その他の管工事 ()

※複数該当する場合には、該当する全てに○をしてください。

② 電気工事

○市内業者で第1格付希望業種が「電気工事」の場合は、下記の該当する（ ）内に○を記入してください。

()	盤工事が施工できる者
()	盤工事が施工できない者

※ 盤工事

高圧受電盤の製造及び設置又は改修とプラント設備の制御盤の改修等を行う工事。
(既製品の分電盤等を設置する工事等は除く。)

交通安全施設工事・体育施設工事 実績調書

本社商号又は名称

① 交通安全施設工事

○第1格付希望業種が「とび・土工・コンクリート工事」の方で「交通安全施設工事」を希望される方は、下記の（　）内に○を記入してください。

※ 希望された場合は「交通安全施設工事」のみの入札（見積）参加となります。

（　） 「交通安全施設工事」を希望します。

※ 直近又はその1期前の経営事項審査申請に添付した交通安全施設工事についての工事経歴書を1期分添付すること。

※ 交通安全施設工事に該当する工事名を○で囲むこと。

② 体育施設工事

○第1格付希望業種が「土木工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の方で「体育施設工事」を希望される方は、下記の（　）内に○を記入してください。

※ 希望された場合は「体育施設工事」のみの入札（見積）参加となります。

（　） 「体育施設工事」を希望します。

※ 直近又はその1期前の経営事項審査申請に添付した体育施設工事についての工事経歴書を1期分添付すること。

※ 体育施設工事に該当する工事名を○で囲むこと。